

9 日本農業経営学会倫理規程

第1条 この規程は、本会における学会活動に係る不正行為等の防止ならびに不正行為等が生じた場合の対応について必要な事項を定める。

第2条 この規程において「学会活動」とは、本会が実施する事業の運営に必要なすべての行為をいう。

2. この規程において「不正行為等」とは、故意または会員としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次に掲げる行動規範に反する行為をいう。

- (1) 学会活動において、常に正直で誠実な判断や行動を行い、自らの専門的な知識・能力・技芸の維持向上に努め、社会からの信頼と負託を損なわないように、適切に行動する。
- (2) 学会活動において、自らの研究の意義と役割を積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼす影響を、中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。
- (3) 学会活動において、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において誠実に行動する。
- (4) 学会活動において、研究・調査データの記録保持や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改竄、盗用などの不正行為を行わず、また加担しない。
- (5) 学会活動において、共同研究者、研究協力者、研究支援者の人格や人権を尊重し、不当な取り扱いや不利益を被らせないよう、十分に配慮する。
- (6) 学会活動において、他者の成果を適切に批判するとともに、自らの成果に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。
- (7) 学会活動において、他者の業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。
- (8) 学会活動において、法令や関係規則、各種の研究倫理に対するガイドラン等を遵守する。
- (9) 学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、個人の自由と人格を尊重する。
- (10) 学会活動において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分な注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。
- (11) 学会活動において、優越的な関係を背景に、適正な範囲を超えた言動をしない。
- (12) 役員や各種委員など、本会の企画や会務を遂行する会員は、公正を旨とした学会運営を執り行う。

第3条 会員は、不正行為等を犯さないように学会活動に当たらなければならない。

第4条 理事会は、不正行為等が発生し、その調査が必要と判断した際に、会則第20条に基づいて、それを付託する学会倫理委員会（以下、倫理委員会）を設置できる。

第5条 理事会は、倫理委員会からの報告を踏まえて、調査対象者に対して次に掲げる対応方針を決定する。

- (1) 会則第12条に基づく除名と所属機関への認定結果等の通知
- (2) 学会報告と学会誌投稿の停止処分と所属機関への認定結果等の通知
- (3) けん責と所属機関への認定結果等の通知
- (4) 注意
- (5) 不問

2. 理事会は、不正行為等の認定結果とそれに伴う対応方針を、速やかに調査対象者へ書面で通知する。

第6条 調査対象者は、通知された内容に不服がある時は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に書面で理事会に対して不服申立てができる。

第7条 不服申立てがあった時、その内容が認定結果に対するものであれば、理事会は、倫理委員会へ不服申立ての内容の検討と再調査を付託する。

2. 不服申立ての内容が対応方針に対するものであれば、理事会は、不服申立ての内容を検討し、必要に応じて、その根拠となった認定結果について、倫理委員会へ再調査を付託する。

第8条 調査の結果、不正行為等の事実が認定されず、調査対象者の学会活動への支障または名誉棄損等が発生した時は、その正常化または回復のために必要な措置をとらなければならない。

第9条 倫理委員会細則については別途定める。

第10条 本規程の改廃は、理事会で決定し、総会に報告するものとする。

1. 本規程は令和04年09月09日から施行する。